

インドネシア進出企業の ビジネス法務実務 (入門編)

黒田法律事務所

黒田健二

ユリア・クスマ・ワルダニ

税金制度について (II)

Q1 インドネシア法上、所得税の課税対象となる納税者 (Subject of Taxation)

ST (Sole Trader)、納税の代理が認められるのはどのような場合ですか。

A1 国税一般通則 (2000年法律第16号、GPTP法) に基づき、特定の納税者については、以下のとおり納税の権利行使義務履行に関する代理が認められています。

- 1 事業体である納税者については、経営陣または取締役会のメンバーが代理を務めることができます。
- 2 清算手続中または破産手続中の事業体である納税者については、かかる手続に従って指名された代理人が納税の代理を務めることができます。
- 3 分割が未だ行なわれていない遺産については、他の全相続人による指名を受けた相続人または、当該遺産に関する遺言執行者もしくは管理人が納税の代理を務めることができます。
- 4 未成年者または被後見人については、その親または後見人が納税の代理を務めることができます。

Q2 所得税の一括納付が要求されるのはどのような場合ですか。

A2 税金の納付は基本的に分割で行なわれますが、下記状況の場合、一括納付が要求されることがあります。

- 1 STがインドネシアから永久に出国する場合、またはその意思を有する場合
 - 2 STがインドネシア国内で実施している活動もしくは事業の終了または縮小に関連して、自ら所有もしくは管理している財産の全部または大部分を第三者に移転する場合
 - 3 STが事業の解散、合併、拡張または譲渡を行なうと合理的にみなされる兆候がある場合
 - 4 STを解散させるための会社法 (1995年法律第1号) に基づく手続の開始が、インドネシア政府により申請された場合
 - 5 STの財産が第三者により没収または差押えされた場合
 - 6 STが期日に債務を返済できない場合、または法律上支払不能とみなされた場合
- 例えば、インドネシア国内のある商社が支店を閉鎖し、最少限の人員だけを残して労働力の大幅削減

減を行い、その取引が長期にわたる落ち込んでいる場合、税当局は、課税額の一括納付を要求する十分な理由を有するとされます。

Q3 S Tが所得税を申告する際、不良債権として認められる判断基準は何ですか。

A3 所得税法に基づき、下記状況の場合、債権は回収不能である、すなわち不良債権であるときみなされま

1 当該債権が年度財務報告において損金として計上されている場合

2 管轄権を有する裁判所、または場合に依りて、国家債権・競売局 (Badan Urusan Pitalang dan Lelang Negara・BUPLN) に、債権の回収権が委譲されている場合

3 当該債権について、債務を免除する書面合意が債権者と債務者の間で交わされている場合

4 当該債権が、定期発行または臨時発行された新聞または業界誌において不良債権として公告された場合

5 債権者であるS Tが、回収不能の未収金の明細を財務長官に提出した場合

Q4 S Tが、裁判外にお

る企業の債務整理に関する指針および支援を提供する特定の政府機関を通じて債務整理を行う場合、どのような救済措置を受けることができますか。

A4 前記機関等を通じて債務整理を行なうと受けられる税制上の救済措置があります。下記事項に関する所得税上の救済措置もその一部です。

1 債務の免除
2 債務の弁済のための債権者への資産譲渡

3 債務の弁済のための債権者による持分取得

Q5 付加価値税 (VAT) について教えてください。

A5 VATとは、以下の場合に、物資 (輸入品が国内生産品かを問わない) およびサービスについて一律10%で課される税金であり、各支払者は、後続の段階で行われる支払からその払戻を受けることができます (ただし、最終消費者を除きます)。

1 関税法上のインドネシア領域 (インドネシア関税地域) 内における課税対象物資の、契約に基づく譲渡、引渡し、リースおよび販売

2 インドネシアに輸入される課税対象物資の、契約に基づく譲渡、引渡し、リースおよび販売

3 インドネシア関税地域内における課税対象サービスの、契約に基づく実施

4 インドネシア関税地域外から持ち込まれた物資のインドネシア関税地域内における利用 (当該物資が消尽していない知的財産権の保護対象である場合)

5 インドネシア関税地域内における利用または利益のためにインドネシア関税地域外で実施された課税対象サービス (還付可)

6 課税対象物資の輸出 (ただし

インドネシアにおけるVATは、他の一般的領域におけるVATの制度とはほぼ同じです。原則的なケースで説明しますと、製品またはサービスが最初に譲渡される時、仮に譲渡されるのが100ルピアの原材料としますと、購入者は当該原材料の価値の10%にあたる課税分を含んだ価格、すなわち110ルピアを支払います。当該原材料を提供した者は、VATとして10ルピアを政府に納めます。当該原材料の購入者は、これを仮に製造業者としますと、次の段階として製造した材料を製品にし、220ルピアという価格で小売業者に販売します。この価格に

は、10%の課税分が含まれていません。すなわち、製造された製品の価値が200ルピアで、課税分が20ルピアですが、最初の譲渡の時点で政府は10ルピアを既にVATとして徴収していますから、製造業者は、VATとして10ルピア (20ルピア - 10ルピア = 10ルピア) だけ政府に納めます。この金額は、製造業者の収益 (100ルピア) の10%にあたります。次の段階の小売業者に対する販売でも、その次の段階の小売業者から最終消費者に対する販売でも、同様のプロセスが繰り返されます。

Q6 VATの算定対象について教えてください。

A6 VAT算定のベースとなるのは、課税対象となる取引価格、対価、輸入もしくは輸出の価格、または財務大臣決定により定められるその他価格です。

Q7 VATの課税対象となるのは、どのような物資・サービスですか。

A7 物資に関しては、VAT法 (2000年法律第18号、Undang-undang No. 18/2000 tentang Pajak Pertambahan Nilai Barang dan Jasa dan Pajak Penjualan atas Barang Mewah) に基づくVATの課税対象から明示的に除

外されているものを除き、あらゆる物資（不動産、特許権、著作権等も含みます）がVATの課税対象となります。

サービスに関しては、契約その他の法律上の取決めに基づき物資・施設の使用または権利の行使を可能にするあらゆるサービスがVATの課税対象であり、注文または要求に応じて提供されるサービスもこれに含まれます。

Q8 VATの課税対象とならないのは、どのような物資・サービスですか。

A8 下記の物資・サービスは、VATの課税対象とはなりません。

- 1 VATの課税対象とならない物資
鉱源から直接採掘された鉱産物または掘削物
- 2 主食等の生活必需品
- 3 ホテル、レストラン、カフェ、売店等で提供される食品および飲料
- 4 通貨、金塊、有価証券等

VATの課税対象とならないサービス

- 1 医療
- 2 社会福祉
- 3 郵便
- 4 銀行業、保険業、ホテル業
- 5 宗教・教育活動

6 人材紹介サービス等

Q9 同じSTの所有下にある複数の事業所間における取引も、VATの課税対象になりますか。

A9 免税の承認を受けていれば、そのような取引は課税対象になりません。あるSTが複数の事業所を所有している場合は、VAT納付に関する主たる事業所を1箇所とするために、税務長官決定第KEP-334/PJ/2002号に基づくVAT納付一本化に関する承認申請を行なう必要があります。こうしてVAT納付の一本化が認められれば、当該STが所有する複数の事業所間における取引は、VATの課税対象とはなりません。

Q10 奢侈品販売税とは何ですか。

A10 インドネシア2003年政令第43号に定められた特定の自動車など、奢侈品とみなされる物資の場合、VATに加えて、奢侈品販売税の課税対象にもなります。奢侈品販売税は、販売または輸入のいずれかが行なわれた時点で一回のみ課されます。税率は物資の種類により異なり、10%から

75%までの間となります。

Q11 印紙税とは何ですか。
A11 印紙税とは、特定の文書の作成時に課税されるものです。印紙税の課税対象となる文書の例を以下に挙げます。

- 1 契約書および民事上の行為、事実または条件の証拠として用いることを目的として作成されるその他の文書（承認書、贈与書、宣言書等）
- 2 公正証書およびその謄本
- 3 土地公証人 (Pegabat Pembuat Akta Tanah) 土地証書の作成を担当する役人) が作成する証書およびその謄本
- 4 受領額、借入額または決済額が記載されている文書
- 5 有価証券または為替手形
- 6 訴訟手続において証拠書類として使用される文書

小切手の場合を除き、文書の対象物の価額が以下のとおり一定金額を超えた場合に限り、印紙税が課されます。小切手の場合は、その額面に関係な

| 価額 | 印紙税 |
|-------------------|----------|
| 100万ルピア超 | 6,000ルピア |
| 50万ルピア以上100万ルピア以下 | 3,000ルピア |

く印紙税は3,000ルピアです。

Q12 土地建物税とは何ですか。

A12 土地建物税とは、土地、建物およびその他恒久建造物に対し、年に一回課税されるものです。ただし、実際の税率は、通常、資産価額の0・1%にも満たないほどの低率です。価額が10億ルピア以上である林地、プランテーション、鉱業地等の場合には、0・2%という税率が適用されます。

Q13 他に、主な税金としてどのようなものがありますか。

A13 その他の主な税金を以下に挙げます。

- 1 自動車税
すべての自動車を対象として、年に一回、自動車の価額に基づいて課税されます。
- 2 労働者社会保障制度 (JAMSOSTEK) 寄与税

雇用者数が10人を超えるか、1カ月あたりの給与支払額が100万ルピアを超える個人または企業には、JAMSOSTEKへの寄与が義務付けられています。ただし、外国の個人または組織の場合には、前記条件に該当していてもJAMSOSTEKへの寄与は任意と

なります。

3 車輛譲渡税

車輛の売買に対して課税されます。

4 物品税

インドネシア国内への輸入またはインドネシア国内における製造が行われるタバコおよび酒類が課税の対称となります。

Q14 二重課税を回避する方法はありますか。

A14 インドネシアは、所得に対する二重課税を防ぐため、50を超える国々と二重課税防止条約を締結しています。

非居住者であるSTに対する支払について関連する条約の恩恵を受けるためには、当該STが自国の管轄政府機関から居住証明を取得し、これに必要な認証等を受け、インドネシアの支払者に提出する必要があります。

本稿は、インドネシアにおける投資に関する法的事項について、一般的な情報の提供を目的としています。具体的な事案、法的助言等につきましては、適格な専門家にご相談下さい。

黒田健二（くろだ・けんじ）



黒田法律事務所代表パートナー。早稲田大学一年中退。司法試験合格。その後、国内の法律事務所勤務を経て、北京語学院、テューク大学ロースクール、復旦大学法学部高級進修生課程を終了。専門は国際金融、独禁法、知的財産法など。

ユリア・クスマ・ワルダニ
(Julia Kusuma Wardani)



ランブン国立大学講師。黒田法律事務所リーガルアドバイザー。ポゴル農業大学「コンピュータ情報」卒業。ランブン国立大学法学部、関東学園大学（LLM）卒業。横浜国立大学国際経済法研究科後期博士課程履修中。専門は国際取引法。